

# 真の「知財立国」のために、「知財省」を創設して「知財パラダイムシフト」実現へ――

公益社団法人知財経営協会(SIR) 会長 兼 理事長 玉井 誠一郎 先生  
IPイノベーション(IP)代表

世界初の「知財コード」\*などのスキームによって、「無形財産(知的財産)」の保護・活用を推進しておられる公益社団法人 知財経営協会(SIR) 会長 兼 理事長の玉井 誠一郎先生に、日本が真の知財立国をめざすために不可欠な知財経営戦略について伺いました。

## 日本の「知財立国」実現を補完するため、「知財経営協会」を設立。「知財」の保護・活用に挑む。

日本は1990年のバブル崩壊後、ほとんど経済成長せず、日本のGDP成長率はG7(仏、米、英、独、伊、加)の最低レベルです。また、日本人の平均賃金も1990年当時に比べ、現在、30万円ほど減少し、3年前には韓国にも抜かれました。

これにはいろいろな原因がありますが、いちばん大きな問題は、「無形資産」の価値・マネジメントがほとんど「ゼロ」だからです。

現代は、資本金や設備、土地などの「有形資産」に代わって、「無形資産」(知的財産)が価値形成に大きな比率を占める時代になりました。

米国では、日本がJapanas No.1といわれた1980年代半ば以降、「知的財産を守る」ことに全力を注ぎ、非出願知財を含む知財トータルマネジメント(知財戦略経営)を行い、産業経済の

発展に役立ててきました。日本でも、小泉政権下の2002年から、米国にちなって「知財立国政策」を国家重点政策に定め、知財による事業の保護・活用や国民の知財意識の向上等を推進しています。

知財には、特許庁に出願する「出願知財」と、それ以外の多数を占める独自固有情報を著作権法、不正競争防止法(不競法)、不正行為法(民法709条)等により保護する「非出願知財」があります。

しかし、日本では「特許出願」ばかり強調され、知財本来の利益貢献や、技術流出、盗用、ニセモノ等の不正行為への対応が機能していません。そのため、国内で研究開発した貴重な知財が世界中に拡散し、日本産業は深刻な競争力の低下に苦しんできました。

私は大学で溶接工学を専攻し、大手電器メーカーの研究所に入社後、溶接ロボットの視覚センサに応用する知能化研究に携わり、知財の重要性に気づいて300件におよぶ特許出願を行っ

てきました。また、定年前10年間は、半導体事業の知財戦略タスクフォース活動の統括として国際的な調査、出願、交渉、裁判を主導。半導体の知財収支を劇的に改善してきました。その過程で、知財の世界をほぼ理解することができました。

そこで私は、主に非出願知財の保護、活用を通じて、日本の「知財立国」実現を補完するため、2013年、「知財経営協会」の前身となる「知財ブランド協会」を設立。一般社団法人「知財登録協会」を経て、2016年、内閣府所轄の公益社団法人に認定されたのを機に、協会のビジョン&ミッションをより明確にするために「知財経営協会」と改名しました。

世界初の「知財コード」で「無形資産」を利益の源泉である「知財(IP)」にして、保護・活用する。

特許には「出願リスク」があります。これは、特許出願の1年半後にすべての発明内容が特許庁サーバーから世界中に公開され、改良発明や回避を生む

けるために知財の安全性を調査することです。でもそれだけでは充分ではありません。いかに「知財」を活用して「利益」をあげていくか、です。

例えば、Apple社のiPhoneが、性能的に変わらない中国製スマートフォンより価格が高くて需要が大きいのは、そこにApple社独自の貴重な「知財」が含まれているからです。また、コカ・コーラ社がレシビをトップシークレットとする「コカ・コーラ」は、原液を購入する各国のフランチャイズ企業がコカ・コーラの製造・販売を行っています。つまり、「知財」の価値によって、事業リスクを負わずに収益をあげているわけです。製造原価1枚数十円の美空ひばりさんのCDが1枚数千円で販売できるのも、販売価格に「著作権」で守られた無形の「知財」が含まれているからです。

しかし、日本企業のほとんどは、知財マネジメントを怠って価格競争のためにモノづくりの効率化、低コスト化ばかりに力を注ぎ、生産拠点の海外移転を進めてきました。そのため、国内から輸出できる商品、製品が減少し、現在のように国際関係が不安定化して資源や資材不足がひどくなると輸入価格だけが値上がりし、人々の暮らしも企業活動も苦しくなる一方です。

ですから、日本が真の「知財立国」を実現をめざすには、一刻も早く「特許偏重」から脱却し、知財のトータル運営管理としての「知財省」を創設し、業務プロセスやノウハウ、営業秘密、ブランド、

「無形資産」(知財)を、商品と一体運用する「知財マネジメント」体制の確立をめざして。

「知的財産は「利益」を得るための極めて重要な手段です。知財マネジメントとは何でしょうか。まず考えるべきは他者の特許侵害を避

け、自らが他者の特許を侵害することなく、特許権を守って、権利を行使し、利益を得ることにあります。特許権は、特許申請や審査費用に加えて毎年、維持年金を支払わなければならない。負の無形資産になりかねません。結局、自社の知財は自ら守り、活用していかなくてはなりません。それが支援するのが、私ども知財経営協会(SIR)が開発し、提供している知財の保護・活用スキームです。



社特許が侵害されても、特許庁が特許権を守ってくれるわけではなく、私どもがサポートする必要があります。近いうちに、公証人役場が行っている守秘知財預かりサービスに代わる新しいデジタル知財預かりサービス(知財バンク)を開始する計画です。このスキーム(知財コード付与等)は世界初で、特に日本での出願一辺倒に偏ってきた知財マネジメントの「パラダイムシフト」をめざしています。

協会の登録知財は、WTO加盟国160か国以上で保護・活用でき、出願リスクがなく、期限もありません。そして、「先使用権」で保護され、ニセモノ対策や、ブランド形成、ライセンス活用に充分利用できる。知財保険ともなっています。そのため、もし他国でコピー商品が出回って、いれれば、属地主義の特許権とは違い、ほぼ世界中で著作権法や不正競争防止法によって刑事告訴(刑事罰)や民事告訴(損害賠償等)を請求できます。

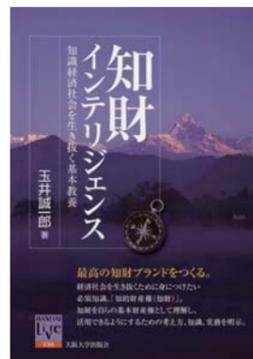
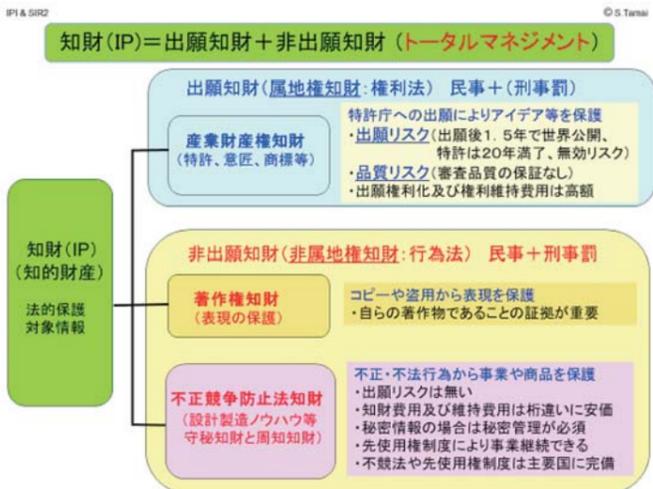
「無形資産」(知財)を、商品と一体運用する「知財マネジメント」体制の確立をめざして。 「知的財産は「利益」を得るための極めて重要な手段です。知財マネジメントとは何でしょうか。まず考えるべきは他者の特許侵害を避

りスクのことで、世界で特許出願して特許権を得なければ、それぞれの国で貴重な知財を守ることができません。そのうえ、日本の特許出願市場は約1兆円で約160万件の特許があり、特許裁判は年間わずか200件。また、権利者の敗訴率は約8割となっています。結局、特許権は20年間の「排他権」が得られるだけで、日本国内で自

顧客情報など、自らの利益の源泉となるすべての「無形資産」(知財)を、商品と一体運用する「知財マネジメント」体制を確立していかなくては、と私は常に考え鼓舞しています。

(取材 2022.3.25 伊田記)

知財(IP) 知的財産 法的保護対象情報



玉井 誠一郎先生著作 『知財インテリジェンス』 (大阪大学出版会)



玉井 誠一郎(たまい せいいちろう)先生 プロフィール 1948年愛媛県生まれ。大阪大学工学部、同大学大学院工学研究科修了後、松下電器産業(株)(現・パナソニック)の研究所に入り、溶接機器、溶接ロボット、視覚センサ、バーコード機器、ICカードおよびその端末、流通POSシステムなどの研究開発から事業化(部門長)を経験。定年前10年間は半導体事業の知財経営活動統括責任者。特許出願は国内外に300件。発明協会賞受賞2回。退職後、大阪大学客員教授に。2013年、現公益社団法人知財経営協会(SIR)の前身「知財ブランド協会」を設立。現在、同協会会長 兼 理事長、およびIPイノベーション(IP)代表。博士(学術)。著書に「知財戦略経営概論」(日刊工業新聞社)、「知財インテリジェンス」(大阪大学出版会)など。